

生活交通の維持・確保に関する方策について

千葉県バス対策地域協議会山武分科会

乗合バス事業については、平成 14 年 2 月の改正道路運送法の施行に伴い、需給調整規制は廃止され、事業への参入・退出等の規制が緩和されました。

これにより、交通需要の少ない地方部における乗合バス路線については、不採算路線からの退出の加速が懸念され、地域住民の皆様にとって真に必要な生活交通の確保に支障を来すことが危惧されています。

このため千葉県では、「千葉県バス対策地域協議会」を設け、さらに各地域に「分科会」を設けて地域のニーズに応じた具体的な生活交通確保のための方策を協議することとしています。

このたび山武分科会では、乗合バスを運行するバス事業者から今後の運行について協議の申出のあった路線について、別添のとおり協議しましたので、その結果を公表します。

令和 7 年 5 月 3 0 日

千葉県バス対策地域協議会山武分科会

（事務局：千葉県山武地域振興事務所企画課内）

電 話：0 4 7 5 （ 5 4 ） 0 2 2 2

別記第 7 号様式

千葉県バス対策地域協議会第 1 回分科会協議結果総括表

分科会名：山武分科会
協議年月日：令和 7 年 3 月 3 1 日

令和 8 年度の運行に係る協議

協 議 路 線				関 係 市 町 村	分科会における協議結果	備考
事 業 者 名	路 線 名	起 点 ・ 終 点 (経 由 地)	協 議 申 出 内 容 (実施予定年月日)			
小湊鉄道株式会社	大網白子車庫線	大網駅・白子車庫 (白里海岸)	国県補助を受け運行を維持する。 (令和 7 年 10 月 1 日)	大 網 白 里 市 白子町	生活路線として必要であり、申出どおり国及び県の補助を受けて運行を維持する。 (補助対象期間 令和 7 年 10 月 1 日～令和 8 年 9 月 30 日)	

令和 8 年 度 地 域 間 幹 線 系 統 確 保 維 持 計 画

○事業に係る目的・必要性、目標、効果、取組

N o.	事業者名	系統名	起点・終点 (主な経由地)	1. 目的・必要性	2. 定量的な目標・効果	3. 目標を達成するために行う事業（生産性向上の取組を含む）		
						取組内容	実施時期	実施主体
	小湊鉄道株式会社	大網白子車庫線	大網駅・白子車庫 (白里海岸)	・大網白里特別支援学校及び大網高校への通学、大網駅を利用しての通勤、通学 ・沿線住民の大網駅までの交通手段 ・大網市街地のショッピングセンター、医療機関、金融機関等を利用する移動手段 ・観光客（白里海岸、古所海岸等）の交通手段	令和7年度と比較して収支率1%以上改善	J R との接続時刻を考慮したダイヤの見直しについて関係者で協議する。	令和8年度以降	小湊鉄道株式会社
						白里地区コミュニティバスと路線バスの共存のため、両路線間での乗継割引を周知し、この取組を通じて幹線との相乗効果を図る。	令和7年10月1日～	大網白里市
						通学定期を利用して乗車する学生の定期購入代金を補助することで、利用者の負担を軽減し利用者数の増加を図る。	令和7年10月1日～	大網白里市、白子町
						白子町でのイベントや行事において当該路線バスの利用促進を図る啓発等を行う。	令和7年10月以降実施	白子町

記入要領

1. 系統を維持する目的・必要性を具体的に記載する。(例：〇〇病院への通院、〇〇への買い物、〇〇学校への通学等に必要である)
2. 目標の指標及び目標値は、「事業評価を通じた地域公共交通確保維持改善事業の効果的実施に向けて ガイダンス」を参考に記載する。
3. 目標を達成するための具体的な取組を記載すること。

※「2. 定量的な効果・目標」及び「3. 目標を達成するために行う事業」には、平成29年4月28日国土交通省総合政策局長・自動車局長通達「地域間幹線系統における生産性向上について」を踏まえ、数値目標の設定及び生産性向上の取組を含めること。